

防府市国民健康保険特別療養費の支給除外者に係る
特別な事情に関する届に関する事務取扱要領

令和6年12月2日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市国民健康保険特別療養費支給要綱（以下「要綱」という。）第3条第4号又は第5号に該当する世帯主が提出する、特別な事情に関する届に関して必要な事項を定めるものとする。

(添付資料)

第2条 交付除外の申請をする世帯主は、特別な事情に関する届（要綱第2号様式）に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 要綱第3条第4号アに該当する場合 ① 災証明書、保険会社の証明等の客観的に被害状況が確認できる書類
- (2) 要綱第3条第4号イに該当する場合 ① 診断書、入院診療計画書、領収書等の傷病名や入院期間、通院と生活への影響の程度が確認できる書類
- (3) 要綱第3条第4号ウに該当する場合
 - ア 貸借対照表（収支計算書）、個人事業の開業・廃業等届出書等の事業の廃止を確認できる書類、雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、離職票等の書類
 - イ 世帯全員分の前年の収入額が確認できる、確定申告書の控え、源泉徴収票等の書類（収入がない場合を除く。）
 - ウ 世帯全員分の申請日以降の1年間の収入見込額が確認できる、会計帳簿、給与明細等の書類（収入がない場合を除く。）
- (4) 要綱第3条第4号エに該当する場合
 - ア 貸借対照表（収支計算書）、会計帳簿、預貯金通帳等の書類
 - イ 世帯全員分の前年の収入額が確認できる、確定申告書の控え、源泉徴収票等の書類（収入がない場合を除く。）

ウ 世帯全員分の申請日以降の1年間の収入見込額が確認できる、
会計帳簿、給与明細等の書類（収入がない場合を除く。）

(5) 要綱第3条第5号に該当する場合 市長が必要と認める書
類

(収入減少の基準)

第3条 要綱第3条第4号ウ又はエに規定する、生活に重大な影響を及
ぼす程度に収入が減少しているとは、申請日の属する年度における基
準所得合算額に対する申請日以後1年間の見込み所得合算額の減少見
込額の割合が100分の30以上であることとする。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。